

企業・IRサイト

サイトマップ

お問い合わせ search Q





ソリューション・事例

製品・サービス情報

TOAを知る

IR情報

サステナビリティ

採用情報

HOME 消防法について

セキュリティ機器

音響機哭

ピックアップ商品情報

非常用・業務用放送設備システム

消防法について

■スピーカーの設置基準

が指定されています。

平成6年の消防法改正で、非常用放送設備の環境が大きく変わりました。こ れまで人命尊重の立場から構成されていた内容に加え、「非常時の的確な情 報伝達」と「より安全な避難誘導」を主眼に改正。サイレン警報によるパ ニック誘発の恐れや、万一の状況下での情報伝達不足などを防ぐための対 策が施されています。非常用放送設備の取扱には、これまで以上の注意が 必要となっています。

消防法に準拠したスピーカーは、性能によって3種類に細分化<10m基

非常用放送設備には、消防法に定められた耐熱基準などをクリアーし、

「消防法基準適合マーク」を添付された認定品だけが使用可能。中で も、スピーカーは、性能による種別「L級」、「M級」、「S級」に分けら

れ、放送区域の床面積に応じて使用できるスピーカー種別や設置数など

従来の<10m基準>は継続して適用。新たに<性能基準>が加わり、選択で

※TOAのスピーカーは、最高性能クラスの「L級」基準をクリアーしています。(一部製品を除く)

スピーカーの設置基準に、新しい基準が加わりました

商品の内容や組み合わせ、 お取扱い方法や修理などに ついての技術的なお問い合 わせにお応えします。



商品データ ダウンロード

商品の写真、仕様図、姿図、 取扱説明書、ソフトウェアの ダウンロードが出来ます。

電子カタログ

全製品カタログ

商品別カタログなど ダウンロードできま

<u>カタログデータダウンロ</u> <u>ード</u>

新商品ニュース

新商品ニュース一覧

2025年3月18日

シンプルなモニタリング用途 に適したアップグレード 高解 像度4メガ対応のカメラ1台用 AHDドライブユニットを新発

関連リンク

きるようになりました。(平成10年7月24日 消防法施行規則改正) 従来からの「10m基準」

スピーカーの設置は、基本的に放送区域内の



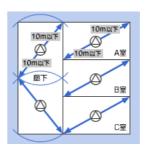
インアレイスビーカー 🛜 🤇

ჄႣႫჄ**Ⴃ**.net

基本的には、ひとつの放送区域内のどの場所 からも、スピーカーまでの水平距離が10m以

どの場所からも10m以下。

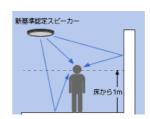
下になるように設置しなければなりません。 また階段や傾斜路では垂直距離15mにつき、 L級スピーカーを1個以上設置する必要があり ます。廊下などの「小規模放送区域」について は、隣接する他の放送区域に設置されたスピ ーカーまでの水平距離が8m以下の場合には、 スピーカーを設置する必要がありません。



新しく加わった「性能基準」

基準の対象は人がいる場所で聞こえる音圧と 明瞭性の確保。

床面から1mの任意の場所で75dBの音圧を確 保することに加え、明瞭性の確保が求められ ます。明瞭性の確保は残響時間3秒以上の放送



当社のホームページでは、お客様へのサービスの利便性の向上や、お客様のご利用状況の分析のため、cookieを利用しております。 「同意する」をクリックし てcookieの利用を許可いただくか、「詳細設定」をクリックして設定を行ってください。詳細につきましては、当社のホームページのプライバシーポリシーをご 確認下さい。

拒否する

同意する



※詳しいスピーカー設置基準は、「TOA非常用放送設備マニュアル」 をご参照ください。

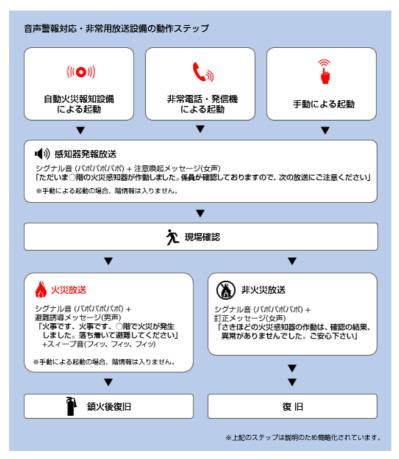
■音声警報

非常時の警報は、サイレン警報から音声警報に

サイレンは、時として必要以上に緊迫感をあおる場合があり、パニック を引き起こすことが多く、冷静な判断が難しくなるようです。また、高 層建築や大型地下街などでは、サイレンだけではどこで火災が発生して いるのかわからず、適切な避難ができないなどといったことから、情報 伝達を速やかに行うための音声警報の基準が設けられています。

発報放送と火災放送の2段階の自動音声警報

従来のサイレン警報は、火災現場の把握や避難誘導指示の理解に加え、 非火災報に対する対応も難しく、必要な情報を素早く正確に伝える事が できませんでした。そこで非常用放送設備には、自動火災報知設備等か らの信号により起動する機能を義務づけ、階情報を含む発報放送と火災 放送の2段階の自動音声警報を行えるよう、基準が設けられています。



■収容人数と設備について

●収容人員300人、500 非常ベルおよび放送設備 ラック型・跳響端用放設備 人、800人以上の防火対 自動式サイレンおよび放 象物 送設備

●地上11階以上または地※いずれかひとつを 下3階以下の建物 設置することが必要。

当社のホームページでは、お客様へのサービスの利便性の向上や、お客様のご利用状況の分析のため、cookieを利用しております。 「同意する」をクリックし てcookieの利用を許可いただくか、「詳細設定」をクリックして設定を行ってください。詳細につきましては、当社のホームページのプライバシーポリシーをご 確認下さい。

●収容人20人以上、50 警鐘

人未満の防火対象物

手動式サイレン 携帯用拡声器(非常用メガ ホン)

※いずれかひとつを 設置することが必要。



緊急地震放送の法制化

予各商品の詳細は「<u>全製品カタログ</u>」をご覧ください。

[€]緊急地震放送対応・非常用放送設備に戻る

ページの先頭に戻る

ソリューション・事例	製品・サービス情報	TOAを知る	IR情報	サステナビリティ	採用情報
特集	商品(製品・サービス)情報	ごあいさつ	経営情報	トップメッセージ	新卒採用
ソリューション情報	新商品ニュース	TOAについて	財務・業績データ	TOAのサステナビリティ	キャリア採用
納入事例	カタログダウンロード	経営・事業活動	IR資料室	社会貢献宣言	
イベントレポート	商品資料データダウンロード	ガバナンス	株式・配当・債券情報	環境とのかかわり	
テクニカルコラム	お問い合わせ	新着情報	IRカレンダー・IRニュース	社会とのかかわり	
	お客様お役立ちコンテンツ集		電子公告	ガバナンス	
	よくあるご質問(FAQ)			外部からの評価	

TOA情報セキュリティ基本方針 プライバシーポリシー ソーシャルメディアポリシーおよび利用規約 サイトご利用上の注意 特定商取引法に基づく表記

(C) TOA Corporation. All Rights Reserved.

当社のホームページでは、お客様へのサービスの利便性の向上や、お客様のご利用状況の分析のため、cookieを利用しております。 「同意する」をクリックし てcookieの利用を許可いただくか、「詳細設定」をクリックして設定を行ってください。詳細につきましては、当社のホームページのプライバシーポリシーをご 確認下さい。